

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 0 号
2 0 1 4 年 1 1 月 5 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「懲罰的日勤」に関する申し入れ

10月14日早朝、大阪第二運輸所の乗務員が品川駅において点呼、出庫整備に行くために品川駅大阪方ホーム柵に設置のダイヤル式鍵を解錠しようとしたが鍵の不具合のため解錠できなかった。点呼までの時間僅少の状態であったため柵を乗り越えて点呼時間に間に合った。その後、自所に帰着し退出点呼を終えた後、指導科の管理者に品川駅ホーム柵の鍵の不具合を申告した。

本人は正直に事実をありのままに報告したにも関わらず、管理者は時系列等報告書の作成を指示した。その後、報告書を作成し帰ろうとすると突然、次勤務の乗務を外し日勤指定にすることを通告した。鍵の不具合は管理者も認めており、本人は多くの乗務員が解錠しにくい鍵であることを感じていて困っているため善意で正直に報告した。しかし福田助役は「セキュリティ上や労災上非常に問題である」と設備上の問題を個人の問題へとすり替えてきた。この日勤は個人への責任転嫁を狙った明らかな「懲罰的日勤」であり、抗議すると共に早急に本人への謝罪を要求するものである。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること

記

1. 社員が事情聴取で事実を正直に報告したにも関わらず管理者が時系列等報告書の記入を指示した。何のために報告書の記入を指示したのか明らかにすること。
2. 会社の設備上の問題点を速やかに報告したにも関わらず、未だにお礼や感謝の言葉も発していない。本人に感謝の言葉を述べること。
3. 事情聴取の中で坂下助役は、ダイヤル式鍵の暗証番号の不具合を認め同調した。しかし、鍵の不具合を柵上げにし社員が柵を乗り越えたことだけを問題にしたことは、設備上の不具合の事実隠蔽であり許すことは出来ない。鍵の不具合について把握している事実を全て明らかにすること。
4. 小交番制によって所定交番を主に乗務している状況の中、所定交番以外の乗務に就く場合、慣れない箇所や乗泊地に行く時に点呼、出庫までの時間僅少になる箇所や、鍵の状態に注意する箇所について事前に周知すること。

5. ホーム柵を乗り越えたのは部外者ではなく乗務員が乗り越えたのであり何らセキュリティ上問題はない。それをセキュリティの問題として個人へ責任を押しつけ責任追及したことは問題であるといえる。会社の見解を明らかにすること。
6. 社員が申告して初めて柵を乗り越えたことが判明したことは、仮に部外者が乗り越えて侵入、逃亡しても発見できないままの状態であったという事実である。このことは会社のセキュリティ上の重大な欠点があったという事実である。会社の見解を明らかにすること。

以上